ACSES ニュースレター_２２８１号（2022 年 3 月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（33 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇ルネサスやトヨタ工場停止、村田製は深夜に火災　企業に地震の影響<Web 報道>
◇田村市常葉の工場敷地内プレハブ休憩所火災　地震との関連調査　福島県警<新聞報道>
◇「市原市で工場火災？」心配の声相次ぐ　実は余剰ガス焼却の「フレアスタック」、通常より高く<新聞報道>
◇“メガネの町”で工場全焼　焼け跡から 2 人の遺体　鯖江市<放送報道>
◇労働災害発生状況<厚生労働省>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「建設アスベスト給付金法」に基づく給付金を初めて支給しました<厚生労働省>
・アサリの産地表示適正化のための対策について<農林水産省>
・広域小売店におけるあさりの産地表示の点検調査結果について<農林水産省>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７９報）<厚生労働省>
[大震災対策]
・宮城・福島沖を震源とした地震に伴う被害について<経済産業省>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] フロン類算定漏えい量報告・公表制度による令和 2（2020）年度フロン類算定漏えい量の集計結果について<経済産業省・環境省>
[4] 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく平成30（2018）年度温室効果ガス排出量の集計結果について<経済産業省・環境省>
[5] 種苗法の一部改正
◇種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（農林水産省令第 15 号）<官報>
◇種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 16 号）<官報>
◇種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の全部を改正する件（農林水産省告示第 589 号）<官報>
[6] 家畜伝染病予防法施行規則の一部改正
◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 17 号）<官報>
◇家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の規定に基づき、同法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状を定める件の一部を改正する件（農林水産

杏（アンズ）

省告示第591号）〈官報〉
[7] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 72 号）〈官報〉
[8] 廃棄物関係
◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 30 号）〈官報〉
◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定申請について（日本製紙勿来クリーンセンター株式会社）〈環境省〉
◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定申請について（光和精鉱株式会社）〈環境省〉
◇船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可の申請（令和４年２月 22 日付け）に係る公告及び縦覧について〈環境省〉
◇廃棄物だったプラごみ、「お宝」に変わるカラクリ　ベトナムの最前線〈新聞報道〉
[9] 環境安全関係
◇霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、琵琶湖及び児島湖に係る湖沼水質保全計画への環境大臣の回答について〈環境省〉
[10] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　５件　　［公募結果、意見募集結果］　１件　　［統計資料］　１件
[11] その他省庁発表
◇大学設置基準等の一部を改正する省令（文部科学省令第３号）〈官報〉
◇大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示（文部科学省告示第 33 号）〈官報〉
◇その他：２件
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　24 件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
[13] 海外の化学物質管理情報
○国際：３件　○欧州：６件　○米国：８件　○カナダ：５件　○オーストラリア：３件
[14] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　◇その他：１件
[付録]
◇電動キックボードでの公道走行に注意－公道走行するためには運転免許や保安基準に適合した構造及び保安装置が必要ですー〈国民生活センター〉
◇国民生活センターADR の実施状況と結果概要について（令和 3 年度第 4 回）〈国民生活センター〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇ルネサスやトヨタ工場停止、村田製は深夜に火災　企業に地震の影響
＜ロイター　2022 年 3 月 17 日＞　https://jp.reuters.com/article/japanearthquake-idJPKCN2LE0BQ
宮城県と福島県で最大震度６強を観測した１６日深夜の地震で、ルネサスエレクトロニクスやトヨタ自動車、村田製作所、ソニーグループといった主要メーカーの工場が稼働を停止するなど企業活動に影響が出ている。ヤマト運輸や佐川急便は、交通規制などで荷物の集配に遅れが生じる可能性があるとしている。
村田製作所は、宮城県と福島県にある４つの工場が現在復旧作業中。このうちスマートフォンなどのノイズ対策に使用するチップインダクタを生産する登米工場では、地震発生後の深夜に火災が発生。すぐに鎮火したが、現在も復旧・確認作業を続けている。
スマホ向けの電波フィルタリング装置を生産する仙台工場、小型電子機器向けリチウムイオン電池などを生産す

る本宮工場、郡山工場では水道管が破裂するなどの被害が出ている。郡山工場、本宮工場は１８日より順次生産を再開する予定。
ソニーは宮城県内の２工場と山形県の１工場の稼働を停止した。設備や安全性の確認を進めた結果、一部ダクトなどに損傷あったが、生産に影響はない範囲だった。最終確認が済み次第、宮城、山形ともに順次稼働を再開する。
稼働を停止したのは、磁気テープなど記録メディアを生産する多賀城工場、レーザープリンターなどに用いる半導体レーザー生産の白石蔵王工場、ＣＭＯＳイメージセンサーの山形工場。
自動車向け半導体を手掛けるルネサスは、地震発生直後から那珂工場（茨城県ひたちなか市）と高崎工場（群馬県高崎市）の操業を停止した。生産再開の時期は「設備などの状況を見ながら決定していく」としている。米沢工場（山形県米沢市）も地震直後に操業を停止したものの、テストの一部工程で生産を再開した。
ルネサスの那珂工場は２０１１年の東日本大震災の際、長期にわたって稼働が止まり、自動車生産の供給網（サプライチェーン）に大きな影響を及ぼした。
ルネサスは那珂工場について、クリーンルーム内の安全を確認した上で、装置や製品の被害状況を調べるとしている。サプライチェーン全体への影響は状況を確認中という。
メモリー半導体を生産するキオクシアホールディングスの北上工場（岩手県）は、一部の製造装置が揺れを感知して自動停止した。工場全体は生産を継続している。
東北に子会社の工場があるトヨタは１６日夜間、小型車の「ヤリス」や「アクア」などを生産する岩手工場（岩手県金ケ崎町）と宮城大衡工場（宮城県大衡村）、エンジンを製造する宮城大和工場（同県大和町）の稼働を停止した。同社広報によると、地震を受けて工場で働いていた従業員は避難した。３工場は１７日昼間の稼働を停止したが、同日夜間から少量生産で再開。１８日昼間は通常稼働の予定だが、仕入先の被害状況を確認した上で、同日夜間の稼働はあらためて判断する。生産への影響台数は未定。
日産自動車は、エンジンを生産する福島県のいわき工場、栃木県の栃木工場、神奈川県の追浜工場を含めて生産への影響はないとしている。いわき工場では地震発生後に夜勤を停止し、従業員が避難した。
ＩＨＩは、停電により福島県の相馬事業所の操業を停止、従業員の出勤も取りやめている。建屋の外観に破損がみられ、生産設備の被害を確認中。事務棟の天井の被害は、昨年２月の震災時より少ないという。
日立製作所傘下の自動車部品メーカー、日立Ａｓｔｅｍｏは、福島県・宮城県にある工場が被災した。被害の程度を確認するとともに、設備点検のため工場の稼働を一時停止している。
物流面では、ヤマト運輸や佐川急便が東北地域を中心に荷物の集配に遅れが生じる可能性があると発表した。
東日本旅客鉄道によると、車両が脱線した東北新幹線は、２１日まで那須塩原―盛岡間で運転を見合わせる。また、当面の間、全面的な運転再開はできない見込み、としている。電柱が傾いたり、壊れている個所もあり、復旧見込みや２２日以降の運転計画は、被害状況を確認したうえで決めるという。

◇田村市常葉の工場敷地内プレハブ休憩所火災　地震との関連調査　福島県警
＜福島民報　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.minpo.jp/news/moredetail/2022031795322
　１７日午前０時ごろ、福島県田村市常葉町常葉字東向の三共精粉常葉工場敷地内にある２階建てプレハブの休憩所から火を出し、壁などを焼いた。けが人はいなかった。
　福島県警田村署によると、地震発生後に工場内の見回りをしていた従業員が火が出ているのを発見した。同署は、地震と出火の関連を含め、原因を調べている。

◇「市原市で工場火災？」心配の声相次ぐ　実は余剰ガス焼却の「フレアスタック」、通常より高く
＜千葉日報　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.chibanippo.co.jp/news/national/917188
１６日深夜にあった地震の影響で、千葉県市原市臨海部の事業所で余剰ガスを焼却・無害化する際に発生する炎「フレアスタック」が通常より高く上がる現象が発生。ＳＮＳなどで一時、「工場火災では」と心配する声が相次いだ。
　同市消防局によると、市内の事業所から１７日早朝、「地震の発生後、停電が起き、フレアスタックが通常よ

り高く上がった」という報告が事後的にあった。停電で装置が止まると、発生する余剰ガスが通常より多くなるため、フレアスタックも大きくなりやすいという。

炎はかなり広範囲から見られたようだ。ＳＮＳ上では、市原という声だけでなく「幕張で火事？」「千葉市方面？」といった声も上がっていた。

◇“メガネの町”で工場全焼　焼け跡から２人の遺体　鯖江市

＜日テレNEWS　2022年3月17日＞

https://news.ntv.co.jp/category/society/4b96fa3380ca41858b690a40366d864c

16日午後3時すぎ、福井・鯖江市にある、メガネのフレームを加工する工場で火災が発生し、建物は骨組みだけを残し全焼しました。焼け跡から男性とみられる2人の遺体が見つかり、警察と消防は身元の確認を急いでいます。

近所の人

「爆発の音が聞こえたので、外を見上げたら燃えていた。プラスチックの焦げくさい臭いが」

火は約50分後に消し止められましたが、焼け跡から男性とみられる2人の遺体を発見。警察と消防は、当時工場にいて連絡がとれていない経営者と従業員とみて、身元の確認を急ぐとともに、火事の原因を調べています。

◇労働災害発生状況

＜厚生労働省　2022年3月18日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-GXFUxGfqQypIWJY

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和４年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	41	7	1	7	10	11	20	1	0	2	0	3	0	0	0	7	18	0	0	0	0	128
製造業	4	0	1	3	2	2	10	0	0	1	0	2	0	0	0	7	1	0	0	0	0	33
鉱業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
建設業	14	3	0	0	4	3	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	34
交通運輸事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
陸上貨物運送事業	5	0	0	2	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	16
港湾運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	1	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
農業、畜産・水産業	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
第三次	16	4	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	32

産業																						
商業	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	10
うち小売業	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	8
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
接客・娯楽	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
うち飲食店	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
清掃・と畜	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7
警備業	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
その他	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

◇*その他の事故、事件*

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027966/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220317_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：61 件

うち重大事故等として通知された事案：17 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027964/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220317_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：３件

(2)事故情報(食中毒情報)：７件

2. リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：28件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：６件

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・「建設アスベスト給付金法」に基づく給付金を初めて支給しました

＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l20bmcDK8ii-KDIFY

・アサリの産地表示適正化のための対策について

＜農林水産省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/220318.html

令和４年２月１日に農林水産省が公表した「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果概要」において、漁獲量を大幅に上回る量の熊本県産アサリが販売されていることが推測され、科学的分析の結果、農林水産省が買い上げた熊本県産のアサリのほとんどが「外国産アサリが混入されている可能性が高い」と判定されました。

このことを受け、消費者庁及び農林水産省は、食品表示の適正化を通じて、消費者の食品表示への信頼を確保できるよう、熊本県や警察など関係機関と連携し、アサリの産地表示適正化のための対策として、以下の対応を行

います。
1.原産地表示のいわゆる「長いところルール」の適用の厳格化　【資料1】
不適正な表示を防ぐ観点から、食品表示基準Q&Aを改正し、いわゆる「長いところルール」の適用の厳格化を行います。
(1) 出荷調整用その他の目的のため、貝類を短期間一定の場所に保存することを「蓄養」とした上で、「蓄養」がいわゆる「長いところルール」の算定に含まれないことを明確化。
(2) 輸入したアサリの原産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となる。なお、例外として輸入した稚貝のアサリを区画漁業権に基づき1年半以上(※)育成（養殖）し、育成等に関する根拠書類を保存している場合には、国内の育成地を原産地として表示することができる。
(※)輸入したアサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理。
(3) 国内の他地域から稚貝のアサリを導入する場合、輸入したアサリを放流したことと区別するため、稚貝のアサリの根拠書類を保存する。
2.アサリの産地表示に係る状況の公表
本対策の効果を測るため、改正Q&Aの施行1か月後を目途に、アサリの産地表示の状況に関する点検調査を行い、結果を公表するとともに、引き続き疑義事案調査を進める。
3.熊本県産アサリのブランド化支援　【資料2】
熊本県の「純県産アサリの産地保証制度」による取組に対して支援を行うことは可能。

・広域小売店におけるあさりの産地表示の点検調査結果について
＜農林水産省　2022年3月18日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/220318_6.html
---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７９報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2022年3月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7nR3U-wBAQjkZTRY
１　自治体の検査結果
　岩手県、宮城県、茨城県、さいたま市、東京都、横浜市
　　※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
　　※ 基準値超過　なし

[大震災対策]
・宮城・福島沖を震源とした地震に伴う被害について（３月１７日（木曜日）０時０５分時点）
＜経済産業省　2022年3月17日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220316004/20220316004.html?from=mj
・宮城・福島沖を震源とした地震に伴う被害について（３月１７日（木曜日）０時３０分時点）
＜経済産業省　2022年3月17日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220317008/20220317008.html?from=mj
・宮城・福島沖を震源とした地震に伴う被害について（３月１７日（木曜日）１時３０分時点）
＜経済産業省　2022年3月17日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220317009/20220317009.html?from=mj
・宮城・福島沖を震源とした地震に伴う被害について（３月１７日（木曜日）２時２０分時点）
＜経済産業省　2022年3月17日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220317010/20220317010.html?from=mj

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6nfXQQONux67PTBY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年３月 18 日版）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W6HXVQwGPuRy5P3JY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q1Enpfz2zhSCFCc5Y
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=F-2bGUBKcqg-qJKFY

◇マスコミ報道　見出し

・新型コロナ“第 6 波”　感染者数下がりきらない理由は 今後は
＜NHK2022 年 3 月 18 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220318/k10013539421000.html

・韓国 3 月 16 日のコロナ新規感染者　60 万人台に 過去最多
＜NHK2022 年 3 月 17 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/world-situation/detail/korea_15.html
----

[対策・予防]

◇「まん延防止」全解除は 2 カ月半ぶり　政府が正式決定

＜FNN プライムオンライン　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/333191
3 月 21 日が期限となる東京など 18 都道府県のまん延防止等重点措置について政府は全ての地域で解除することを正式に決定した。
重点措置は現在、東京や大阪、愛知など 18 の都道府県に適用されていて、3 月 21 日、期限を迎える。
政府は 17 日午後新型コロナ対策本部を持ち回りで開催し、感染状況や医療提供体制などを踏まえ、21 日の期限をもって全ての地域で解除することを正式に決定した。
重点措置の適用地域が全てなくなるのは今年 1 月 8 日以来、約 2 カ月半ぶり。
各都道府県からの　要請を踏まえたもので、政府は感染対策と経済活動との両立を図る方針。

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告を掲載しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4n_fSQuFsxazPjhY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9mvLXR-RpwKnKqxY
・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h30LidDa4jiu0AAVY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8Qt9_6aslE7YTndjY
・感染拡大防止と医療提供体制の整備（関連情報）について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xlv7bS-hlzKXGdxY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2EXlczG_iSyJOUJY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・新型コロナワクチンの有効性・安全性について
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzFHxZyWrnTidGtZY
・新型コロナワクチンの追加接種後の健康状況調査
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ylf3YSOtmz6bExBY
・検査証明書の提出についてページを更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6nBzV-gFBQzgYPBY

・米モデルナも４回目接種の許可申請　新型コロナワクチン、１８歳以上対象
＜時事ドットコム　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022031800596&g=int
---

◇マスコミ報道　見出し
・サンパウロ、マスク義務解除　新型コロナ
＜時事ドットコム　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022031800565&g=int
****

[3] フロン類算定漏えい量報告・公表制度による令和２（2020）年度フロン類算定漏えい量の集計結果について
＜経済産業省　2022 年 3 月 18 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220318009/20220318009.html?from=mj
＜環境省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110735.html
経済産業省及び環境省は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「フロン排出抑制法」という。）に基づくフロン類算定漏えい量報告・公表制度により、業務用冷凍空調機器を使用する事業者から報告のあった令和2（2020）年度のフロン類算定漏えい量を集計し、今般、取りまとめました。
報告を行った事業者（事業所）数は、特定漏えい者が401事業者（特定事業所：220事業所）でした。また、報告されたフロン類算定漏えい量の合計値は221万t-CO2でした。
1. 経緯
フロン排出抑制法に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」は、管理する業務用冷凍空調機器からフロン類を相当程度多く漏えいした者（特定漏えい者※1）に、算定したフロン類の漏えい量（以下「算定漏えい量」という。）を国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表する制度です。

※1 特定漏えい者：算定漏えい量の合計が年間1,000t-CO2以上となる者
今般、令和2（2020）年度の算定漏えい量について、特定漏えい者からの報告をフロン類の種類別、業種別、都道府県別及び事業者別に集計し、取りまとめました。

本制度は、フロン類の漏えい量の多寡に着目するのではなく、当該機器使用時のフロン類の漏えいの実態を把握・公表することによって、より適切な機器の管理を促進し、フロン類の排出の抑制に資することを目的としています。フロン類の漏えい量は、機器の設置環境や使用されているフロン類の種類、機器の規模・保有台数等の要因によって左右されるため、漏えい量の多寡のみをもって一概に比較できるものではありません。
制度概要外部リンク
2. 集計結果の概要
報告を行った事業者（所）数及び報告された算定漏えい量の合計は、下記のとおりです。報告された算定漏えい量の合計値は221万t-CO2（対前年度比7万t-CO2減。以下、括弧内は対前年度比。）でした。
令和2（2020）年度　集計結果
（1）特定漏えい者

報告事業者数：401事業者　(6事業者減)
算定漏えい量の合計：221万t-CO2　(7万t-CO2減)
(2) 特定事業所※2
報告事業所数：220事業所　(1事業所増)
算定漏えい量の合計：53万t-CO2　(0.5万t-CO2増)
※2 特定事業所：特定漏えい者が設置している事業所であって、１つの事業所からの算定漏えい量が1,000t-CO2以上の事業所
令和元（2019）年度　集計結果の修正
なお、令和元（2019）年度におけるフロン類算定漏えい量の集計結果に修正がありました。報告を行った事業者（所）数及び報告された算定漏えい量の修正後の合計は、下記のとおりです。
(1) 特定漏えい者
報告事業者数：(修正後) 407事業者　(修正前) 398事業者
算定漏えい量の合計：(修正後) 229万t-CO2　(修正前) 222万t-CO2
(2) 特定事業所
報告事業所数：(修正後) 219事業者　(修正前) 214事業者
算定漏えい量の合計：(修正後) 52万t-CO2　(修正前) 51万t-CO2
令和元（2019）年度　集計結果の公表資料については以下を御確認ください。
フロン類算定漏えい量報告・公表制度による令和元（2019）年度フロン類算定漏えい量の集計結果を取りまとめました（2021年3月23日付けニュースリリース）
3. 公表及び開示請求
経済産業大臣・環境大臣は、事業所管大臣から通知された特定漏えい者の算定漏えい量について、フロン類の種類ごとに区分し、①事業者ごと、②業種ごと、③都道府県ごとに集計し、その結果を特定漏えい者から提供された算定漏えい量の増減の状況に関する情報等と併せて公表します。また、特定事業所についても同様に公表します。
集計結果の公表外部
また、経済産業大臣、環境大臣及び事業所管大臣は、下記の情報について請求に応じて開示します。

個別の特定漏えい者	・名称、住所、代表者の氏名、業種、算定漏えい量 ・フロン類の種類ごとの算定漏えい量 ・フロン類の種類ごとの算定漏えい量を都道府県別に区分した量 ・都道府県ごとの算定漏えい量 ・フロン類の種類ごとの実漏えい量 ・フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量
個別の特定事業所	・名称、所在地、業種、算定漏えい量 ・フロン類の種類ごとの算定漏えい量 ・フロン類の種類ごとの実漏えい量

経済産業省及び環境省では、すべての事業者からの報告について、本日16時から開示請求を受け付けます。また、事業所管省庁では、当該省庁の所管する業種からの報告について開示請求を受け付けます。
開示請求の方法については、下記のフロン排出抑制法 ポータルサイトに掲載します。
****

[4] 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく平成 30（2018）年度温室効果ガス排出量の集計結果について

＜経済産業省　2022 年 3 月 18 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220318005/20220318005.html?from=mj
＜環境省　2022年3月18日＞　https://www.env.go.jp/press/110542.html

経済産業省及び環境省は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により事業者から報告のあった平成30（2018）年度の温室効果ガス排出量を集計し、取りまとめました。
報告を行った事業者（事業所）数は、特定事業所排出者が12,150事業者（特定事業所：15,040事業所）、特定輸送排出者が1,314事業者でした。また、報告された特定排出者の温室効果ガス排出量の合計値は6億6,914万t- CO2でした。

1. 経緯

温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」は、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表する制度です。（※）
本制度は、温室効果ガスの排出者自らが排出量を算定することにより、自らの排出実態を認識し、自主的取組のための基盤を確立するとともに、排出量の情報を可視化することにより、国民・事業者全般の自主的取組を促進し、その気運を高めることを目指すものです。
経済産業省及び環境省は、平成30（2018）年度の温室効果ガス排出量について、特定排出者から報告のあった排出量を集計し、取りまとめました。
※制度概要（環境省ホームページ）外部リンク

2. 集計結果の概要

報告を行った事業者（事業所）数及び報告された排出量の合計は、下記のとおりです。報告された排出量の合計値は6億6,914万t- CO2でした。

（1）　特定事業所排出者（※1）

	平成 30(2018)年度	平成 29(2017)年度
報告事業者数 （報告事業所数）	12,150 事業者 （15,040 事業所）	12,341 事業者 （15,194 事業所）
報告排出量の合計①	6 億 3,945 万 t-CO_2	6 億 5,513 万 t-CO_2
調整後排出量（※2）	6 億 2,040 万 t-CO_2	6 億 3,881 万 t-CO_2

（2）　特定輸送排出者（※3）

	平成 30(2018)年度	平成 29(2017)年度
報告事業者数	1,314 事業者	1,319 事業者
報告排出量の合計②	2,968 万 t-CO_2	3,098 万 t-CO_2

（3）　特定排出者全体

	平成 30(2018)年度	平成 29(2017)年度
報告排出量の合計(①+②)	6 億 6,914 万 t-CO_2	6 億 8,611 万 t-CO_2

※1 特定事業所排出者：以下の（1）又は（2）の要件を満たす事業者
（1）全ての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kl/年以上となる事業者
（2）次のア及びイの要件を満たす事業者
ア 算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、全ての事業所の排出量がCO2換算で3,000t以上となる事業者
イ 事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上
※2 調整後排出量：事業者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、国内認証排出削減量等の無効化量、廃棄物の原燃料使用に伴う排出量等を控除等して調整したもの
※3 特定輸送排出者:輸送部門の排出量報告を行う特定排出者で、省エネルギー法に基づく特定貨物輸送事業者、

特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者
（注）他人から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源CO2排出量は、2018年度の電気の使用量に、2017年度実績の排出係数を乗じて、算定しています。
3. 公表及び開示請求
経済産業大臣及び環境大臣は、事業所管大臣から通知された特定排出者から報告された排出量等の集計の結果について、以下のとおり、特定排出者全体に係る関連情報と併せて公表します。
(1) 事業者別及び業種別の特定排出者の算定排出量
(2) 業種別及び都道府県別の特定事業所の算定排出量
(3) 事業者別の特定事業所排出者の調整後排出量
(4) 特定排出者全体に係る関連情報
また、経済産業大臣、環境大臣及び事業所管大臣は、下記の情報について請求に応じて開示します。「※公表」と付した情報は、開示情報であるとともに公表情報でもあることを表します。
(1) 特定事業所排出者
・事業者に関する情報
・事業者における温室効果ガスの種類ごとの算定排出量（※公表）
・特定事業所排出者における調整後排出量（※公表）
・事業者の国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種類ごとの合計量
・事業者に係る関連情報（※公表）
・特定事業所に関する情報
・特定事業所における温室効果ガスの種類ごとの算定排出量
・特定事業所に係る関連情報
(2) 特定輸送排出者
・事業者に関する情報
・事業者における温室効果ガスの算定排出量（※公表）
・事業者に係る関連情報（※公表）
経済産業省及び環境省では、すべての事業所からの報告について、令和４年３月18日（金）16時から開示請求を受け付けます。また、事業所管省庁では、当該省庁の所管する事業を主たる事業としている事業者からの報告について、開示請求を受け付けます。
集計結果及び開示請求の方法については、下記の算定・報告・公表制度のWEBサイトに掲載予定です。
集計結果の公表　　https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/result
開示請求の方法　　https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/request
※データについては引き続き精査し、必要に応じて、修正した集計結果を公表することがあります。
関連リンク
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（制度概要）　https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/about
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（集計結果）　https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/result
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（開示請求）　https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/request
****

[5] *<u>種苗法の一部改正</u>*

<u>◇種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（農林水産省令第15号）</u>

［官報］ 令和４年３月 17 日　号外　第 55 号　87～ 125 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220317/20220317g00055/20220317g000550087f.html

〇農林水産省令第 15 号

種苗法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十四号）の一部及び種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（令和三年政令第二百四十六号）の施行に伴い、並びに種苗法（平成十年

法律第八十三号）の規定に基づき、種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（種苗法施行規則の一部改正）

第一条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

―紙面の都合上、改正された条文の見出しのみ抽出、記載した。<ACSES 事務局>―

（書面の記載）

（願書の記載事項等）

（説明書の記載事項等）

（出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等）

（出願品種の現地調査又は栽培試験の手数料等）

（意見書の様式）

（審査特性の訂正請求の手続き）

（審査特性の訂正に係る現地調査又は栽培酢権法の実施方法等）

（品種に係る公示事項）

（品種登録証の交付）

（従属品種を育成する方法）

（判定の求めの手続）

（判定に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等）

（登録料の額等）

（登録品種の現地調査又は方法等）

（報告）

別表第三を次のように改める。

別表　　―省略―

（品種登録規則の一部改正）

第二条　品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

―紙面の都合上、改正された条文の見出しのみ抽出、記載した。<ACSES 事務局>―

（品種登録簿の記録）

（品種登録の方法等）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の施行前にした種苗法の一部を改正する法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る現地調査又は栽培試験の実施方法については、なお従前の例による。

（訂正請求に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係るこの省令による改正後

の種苗法施行規則第十二条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同項及び別記様式第七号の二中「願書」とあるのは、「説明書」とする。

◇種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 16 号）

［官報］ 令和４年３月 17 日 号外 第 55 号 125～128 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220317/20220317g00055/20220317g000550125f.html

---

◇種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の全部を改正する件（農林水産省告示第 589 号）

［官報］ 令和４年３月 17 日 号外 第 55 号 159～232 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220317/20220317g00055/20220317g000550159f.html

****

[6] *家畜伝染病予防法施行規則の一部改正*

◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 17 号）

［官報］ 令和４年３月 17 日 号外 第 55 号 128～129 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220317/20220317g00055/20220317g000550128f.html

○農林水産省令第 17 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第六項、第二十六条第六項、第二十七条並びに第二十八条第二項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 17 日　　農林水産大臣　　金子原二郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）
第九条　（略）
２　前項の規定による命令により実施する検査（ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。
一～五　（略）
六　月齢又は推定月齢が<u>満十八月</u>以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
別表第三（第三十条、第三十五条関係）消毒の基準
<table><tr><th>種類</th><th>方法</th><th>適当な消毒目的物</th></tr></table></td><td>（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）
第九条　（略）
２　前項の規定による命令により実施する検査（ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。
一～五　（略）
六　月齢又は推定月齢が<u>満十二月</u>以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
別表第三（第三十条、第三十五条関係）消毒の基準
<table><tr><th>種類</th><th>方法</th><th>適当な消毒目的物</th></tr></table></td></tr>
</table>

（略）	（略）	（略）
薬物消毒	１～17　（略）	（略）
	18 その他の医薬品による消毒３、５、６、 12 又は 15 に掲げる医薬品以外の医薬品を使用して消毒を行う場合にあつては、医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従う。	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第四（第三十三条の三関係）

病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
ウイルス（エンベロープを有するもの）	牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	（略）	次に掲げるいずれかの消毒薬 1～3　（略） 4　その他法第三条の二第第「防疫指針伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）で定める消毒薬
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
薬物消毒	１～17　（略）	（略）
	18 その他の医薬品による消毒３、５、６、 12 又は 15 に掲げる医品以外の医薬品を使用して消毒を行う場合にあつては、医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従う。	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第四（第三十三条の三関係）

病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
ウイルス（エンベロープを有するもの）	牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	（略）	次に掲げるいずれかの消毒薬 1～3　（略） 4　その他法第三条の二第第「防疫指針伝染病防疫指針（以下「防疫指針という。）で定める消毒薬
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

◇家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の規定に基づき、同法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第591号）

［官報］　令和４年３月 17 日　号外　第 55 号　233～236 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220317/20220317g00055/20220317g000550233f.html

○農林水産省告示第 591 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年九月

二十八日農林水産省告示第千八百六十五号（家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の規定に基づき、同法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状を定める件）の一部を次のように改正する。

令和４年３月 17 日　　農林水産大臣　　金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

「改正後」

一　家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	症　状	備考（対象とする家畜伝染病）
牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし	同一の畜房内（一の蓄房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において飼養している家畜について、次に掲げる症状のいずれにも該当すること。 一　複数の家畜に摂氏四〇・〇度以上の発熱があり、かつ、その口腔内又は鼻腔内に出血、がらん、又は潰瘍があること。 二　死亡家畜が急激に増加していること 家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から牛疫ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること	牛疫
牛、水牛及び鹿	同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において飼養している家畜について、次に掲げる症状のいずれにも該当すること。 一　複数の家畜に四肢の関節の急速な腫脹又は首の前方への伸張及び屈曲が困難である姿勢がみられること。 二　複数の家畜に摂氏四〇・〇度以上の発熱及び疼痛性の強い発咳、呼吸困難又は泌乳の停止があること。 三　複数の死亡家畜がいること。	牛肺疫
	家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から牛肺疫マイコプラズマの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。	
牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし	摂氏三十九・〇度以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること。	口蹄疫
	（略）	
	同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二日間において死亡す	

	ること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。 家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から口蹄疫ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。	
鹿	(略)	
	同一の蓄房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。	
	家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から口蹄疫ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。	
(略)	(略)	(略)
豚及びいのしし	(略)	豚熱又はアフリカ豚熱
	血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（血液一マイクロリットル中一万個未満）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。	
	家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体（予防的ワクチン接種により産生された抗体及び母豚からの移行抗体を除く。）が確認されること。	
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	家きんから採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体からＡ型インフルエンザウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。	高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ
(略)		

二・三　(略)

附　則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 72 号）

［官報］　令和４年３月 17 日　号外　第 55 号　137～158 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220317/20220317g00055/20220317g000550137f.html

○厚生労働省告示第 72 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、グアバに残留するフルアジナムの量の限度、トマト、なす、きゅうり、かぼちや、すいか及びいちごに残留するフルチアニルの量の限度、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するプロパルギットの量の限度並びにねぎ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん及びみかん（外果皮を含む。）に残留するマンジプ口パミドの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和４年３月 17 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

第１　食品

Ａ　食品一般の成分規格

１～５　（略）

６　５の規定にかかわらず、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2) の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3) から⑿までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―改正された農薬等の成分である物質の名称のみを抜粋し、掲載した。＜ACSES 事務局＞―

イソオイゲノール　（新設）
オキシクロザニド　（新設）
カンタキサンチン
クレトジム
酢酸イソ吉草酸タイロジン　（新設）
セダキサン
トリメトプリム　（新設）
ハロフジノン　（新設）
フルアジナム
フルチアニル
プロパルギット
ホラムスルフロン　（新設）
マデユラマイシン
マンジプロパミド
メタミホップ
ロペニジン　（新設）

⑵～⒂　（略）

７　６に定めるもののほか、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合においてミ 2) の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3) から (6) までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―改正された農薬等の成分である物質の名称のみを抜粋し、掲載した。＜ACSES 事務局＞―

（削る）　イソオイゲノール
（削る）　オキシクロザニド
（削る）　カンタキサンチン
（削る）　酢酸イソ吉草酸タイロシン
（削る）　トリメトプリム
（削る）　ハロフジノン
（削る）　マデュラマイシン
（削る）　ロベニジン

⑵～⑹

８～12　（略）

****

[8] ***廃棄物関係***

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 30 号）

［官報］　令和４年３月 17 日　本紙　第 696 号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220317/20220317h00696/20220317h006960006f.html

---

◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定申請について(日本製紙勿来クリーンセンター株式会社)

＜環境省　2022 年３月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110707.html

◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定申請について（光和精鉱株式会社）

＜環境省　2022 年３月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110708.html

◇船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可の申請（令和４年２月 22 日付け）に係る公告及び縦覧について

＜環境省　2022 年３月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110612.html

◇廃棄物だったプラごみ、「お宝」に変わるカラクリ　ベトナムの最前線

＜朝日新聞　2022 年３月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3K6H60Q3JUHBI01M.html

プラスチックごみによる海洋汚染が深刻な東南アジアで、お金にならないはずのごみを先進国に「商品」として売るビジネスが広がっている。地元のごみを減らしつつ、貧困対策にも役立てる新しい発想の取引は、いったいどんな仕組みなのか。現地を訪ねた。

「プラごみはいまや商品だ」

「最後の秘境」と呼ばれるベトナム南部のリゾート地フーコック島。乾期に入って間もない昨年 11 月に訪れると、東海岸のビーチには夜中の満潮時に打ち寄せたごみが数キロにわたって広がっていた。ボロボロのポリ袋や絡まった漁網、砕けた発泡スチロール、汚れた洗剤の容器……。目に付くごみのほとんどがプラスチック製だ。

ペットボトルなどと違って、こうしたごみのほとんどは資源として価値がないためリサイクルされず放置されてきた。ところが、島では今、ごみをあえて集める取り組みが始まっている。

「プラごみはいまや廃棄物ではなく商品だ」。ベトナム最大の都市ホーチミンに 2019 年にベンチャー企業「トントゥトン」を設立したイスラエル出身のバラク・エクシュタインさん（45）はこう話す。

昨年３月からフーコック島を含むベトナムの海辺の町３カ所で、リサイクルの価値がないとされてきたプラスチックごみを集め、主に国外の企業に販売する活動を本格的に始めた。

ただし、実際に企業に売るの…

****

[9] ***環境安全関係***

◇霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、琵琶湖及び児島湖に係る湖沼水質保全計画への環境大臣の回答について

＜環境省　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110746.html

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB 化支援事業）のうち「大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業」の公募開始について

＜環境省　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110755.html

---

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業）の公募開始について

＜環境省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110750.html

---

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（PPA 活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業）のうち再生可能エネルギー事業者支援事業費（駐車場を活用した自家消費型太陽光発電設備（ソーラーカーポート）の導入を行う事業）の公募開始について

＜環境省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110725.html

---

◇令和５（2023）年度科学研究費助成事業（科研費）の公募から適用する「審査区分表」の決定について

＜経済産業省　2022 年 3 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/age1ac4V2olZsjbM

◇科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」の公募開始について

＜経済産業省　2022 年 3 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/age1ac4V2olZsjbN

[公募結果、意見募集結果]

◇「二国間クレジット制度（JCM）に係るパリ協定に基づく締約国による承認の手続き（案）及び JCM に係る相当調整の手続き（案）」に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果について

＜環境省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110747.html

---

[統計資料]

◇薬事工業生産動態統計令和３年 12 月分月報について

＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6nfXQQONux67N7BY

****

[11] ***その他省庁発表***

◇大学設置基準等の一部を改正する省令（文部科学省令第３号）

［官報］　令和４年３月 17 日　号外　第 55 号　64～87 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220317/20220317g00055/20220317g000550064f.html

○文部科学省令第３号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第百二条第一項及び第百四条第一項から同条第七項までの規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 17 日　　文部科学大臣　　末松　信介

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

―紙面の都合上、改正された条文の見出しのみ抽出、記載した。<ACSES 事務局>―

（学部以外の基本組織）
（国際連携学科の設置）
（国際連携教育課程の編成）
（共同開設科目）
（国際連携教育課程に係る単位の認定）
（国際連携学科に係る卒業の要件）
（国際連携学科に係る専任教員数）
（国際連携学科に係る施設及び設備）
（国際連携学科を設ける二以上の大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の適用）
（国際連携学科を設ける二以上の大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備）

（専門職大学設置基準の一部改正）

第二条　専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

―紙面の都合上、改正された条文の見出しのみ抽出、記載した。<ACSES 事務局>―

（学部以外の基本組織）
（国際連携学科の設置）
（国際連携教育課程の編成）
（共同開設科目）
（国際連携教育課程に係る単位の認定）
（国際連携学科に係る卒業等の要件）
（国際連携学科に係る専任教員数）
（国際連携学科に係る施設及び設備）
（国際連携学科を設ける二以上の専門職大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の適用）
（国際連携学科を設ける二以上の専門職大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定）

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備）

（大学院設置基準の一部改正）
第三条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
―紙面の都合上、改正された条文の見出しのみ抽出、記載した。＜ACSES 事務局＞―
（共同教育課程の編成）
（国際連携専攻の設置）
（国際連携教育課程の編成）
（共同開設科目）
（国際連携教育課程に係る単位の認定）
（国際連携学科に係る修了要件）

（国際連携学科に係る専任教員数）
（国際連携学科に係る施設及び設備）
（国際連携学科を設ける二以上の大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の適用）
（国際連携学科を設ける二以上の大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定等）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備）

（専門職大学院設置基準の一部改正）
第四条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
―紙面の都合上、改正された条文の見出しのみ抽出、記載した。＜ACSES 事務局＞―
（法科大学院の教育課程の編成方針）
（法学既修者）
（共同教育課程の編成）
（国際連携専攻の設置）
（国際連携教育課程の編成）
（共同開設科目）
（国際連携教育課程に係る単位の認定）
（国際連携専攻に係る修了要件）
（国際連携専攻に係る施設及び設備）

（国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の適用）
（国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る施設及び設備）
（その他の基準）

（短期大学設置基準の一部改正）
第五条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
―紙面の都合上、改正された条文の見出しのみ抽出、記載した。＜ACSES 事務局＞―
（国際連携学科の設置）
（国際連携教育課程の編成）
（共同開設科目）
（国際連携教育課程に係る単位の認定）
（国際連携学科に係る卒業の要件）
（国際連携学科に係る専任教員数）
（国際連携学科に係る施設及び設備）
（国際連携学科を設ける二以上の短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の適用）
（国際連携学科を設ける二以上の短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備）

（専門職短期大学設置基準の一部改正）
第六条　専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
（共同学科に係る施設及び設備）
（国際連携学科の設置）
（国際連携教育課程の編成）
（共同開設科目）
（国際連携教育課程に係る単位の認定）
（国際連携教育課程に係る卒業の要件）

（国際連携学科に係る専任教員数）
（国際連携学科に係る施設及び設備）
（国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の適用）
（国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る専任教員数）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る校地面積）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る校舎面積）
（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る施設及び設備）

（学校教育法施行規則の一部改正）
第七条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
（学位規則の一部改正）
第八条　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
―紙面の都合上、改正された条文の見出しのみ抽出、記載した。＜ACSES 事務局＞―
（趣旨）
（学士の学位授与の要件）
（専門職大学院の過程を終了したものに対し授与する学位）

（専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の一部改正）
第九条　専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第二十四号）の一部を次のように改正する。 本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十条の七第六号中「第二十条の八第二項 」を「次条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。
（国際連携学科及び国際連携専攻に係る経過措置）
1　この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。
（国際連携学科及び国際連携専攻に係る経過措置）
2　この省令の施行の際、現に設置されている国際連携学科及び国際連携専攻については、当分の間、大学は、大学設置基準第五十条第三項、専門職大学設置基準第六十六条第三項、大学院設置基準第三十五条第三項、専門職大学院設置基準第三十五条第三項、短期大学設置基準第四十三条第三項及び専門職短期大学設置基準第六十三条第三項に規定する措置を講ずることを要しない。ただし、当該国際連携学科又は国際連携専攻の収容定員又は学生定員が、当該国際連携学科又は国際連携専攻を設ける学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員又は学生定員の二割（一の学部又は研究科若しくは短期大学に複数の国際連携学科又は国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員又は学生定員の合計が当該学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員又は学生定員の二割）を超える場合は、当該措置を講ずるものとする。

３　この省令の施行の際、現に設置されている国際連携専攻に係る専任教員数については、当分の間、なお従前の例によることができる。
４　この省令の施行の際、現に設置されている国際連携学科又は国際連携専攻に係る施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

◇大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示（文部科学省告示第 33 号）
［官報］　令和４年３月 17 日　号外　第 55 号　130～137 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220317/20220317g00055/20220317g000550130f.html

---

◇「大学ファクトブック 2022」並びに「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」をデータベース化し、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の FAQ を整理しました
＜経済産業省　2022 年３月 18 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220318013/20220318013.html?from=mj

---

◇令和４年３月大学等卒業予定者の就職内定状況（２月１日現在）を公表します
＜厚生労働省　2022 年３月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8m_PWRuVowajJKhY

****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会（第 22 回）の開催について　　３月 28 日
＜環境省　2022 年３月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110724.html
（１）　中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第四次報告)」(案)の審議について
（２）　その他

・産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ＷＧ・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会第 12 回合同会議の開催について　　３月 28 日
＜環境省　2022 年３月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110710.html
＜経済産業省　2022 年３月 18 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44130
（１）平成 25 年改正フロン排出抑制法施行５年経過における状況と課題について
（２）平成 25 年改正フロン排出抑制法の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）について
（３）その他

・令和３年度揮発性有機化合物（VOC)排出インベントリ検討会の開催について　　３月 24 日
＜環境省　2022 年３月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110744.html
（１）　令和３年度インベントリ検討ＷＧにおける検討結果について
（２）　令和２年度の揮発性有機化合物(VOC)排出インベントリについて
（３）　その他

・令和３年度アスベスト大気濃度調査検討会の開催について　　３月 23 日
＜環境省　2022 年３月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110741.html
（１）　令和３年度アスベスト大気濃度調査結果について
（２）　令和４年度アスベスト大気濃度調査計画について
（３）　その他

・中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会（第１回）の開催について
＜環境省　2022 年３月 17 日＞　　３月 24 日
https://www.env.go.jp/press/110730.html

（1） 我が国の温室効果ガス排出量の増減要因について
（2） その他
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　３月 23 日、非公開
＜厚生労働省　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-mBjR_gVFRzxsuBY
議題１　医薬品コミナティ筋注について
議題２　生物学的製剤基準について
・第７回　医薬品等行政評価・監視委員会資料　　３月１８日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Rb_X20m2AgIlkJXXY
１ 医薬品等行政評価・監視委員会における海外調査について
２ 医薬・生活衛生局からの定期報告について
３ 委員の求めに応じた個別事項への対応について
４ その他
・食品安全委員会（第 852 回）の開催について　　3 月 22 日
＜内閣府　2022 年 3 月 17 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai852.html
（1）動物用医薬品専門調査会における審議結果について
・「チオプロニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（2）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・「エンラマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（3）令和４年度食品安全確保総合調査課題（案）について
（4）「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針の一部改正（案）」及び「食品を介してヒトの
健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについての一部改正（案）」について
（5）その他
・食品安全委員会 プリオン専門調査会（第１２２回）の開催について　　３月２４日
＜内閣府　2022 年 3 月 17 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/prion/annai/prion_annai_122.html
（1）牛海綿状脳症（BSE）国内対策をめぐる情勢
（2）その他
・食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会（第 251 回）の開催について　　3 月 24 日
＜内閣府　2022 年 3 月 17 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_251.html
（1）動物用医薬品（ジミナゼン）に係る食品健康影響評価について
（2）動物用医薬品（マホプラジン）に係る食品健康影響評価について
（3）その他
・第３回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会　開催案内　　３月 28 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_mPDVReZrwqvJuRY
（1）請求事案の審査
（2）その他
・特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会　　3 月 28 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4H3dSwmHsRSx03pY
（1）請求事案の審査
（2）その他
・「第６回　医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」を開催（ペーパーレス）します　　３月 25 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3kPjdTe5jyqPBYRY
〇安定確保会議のとりまとめのフォローアップについて
〇医療用医薬品の安定供給に関する最近の取組について
〇その他

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会（オンライン会議）について　　3 月 28 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wF39aymnkTSRGlpY
(1) 組換えＤＮＡ技術応用食品等の製造基準への適合確認について
(2) 指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報について（報告）
(3) その他
○ 報告:遺伝子組換え食品等及びゲノム編集食品等の審査・届出の状況（報告）
・第 77 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 3 年度第 30 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料　　３月 18 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=QbvNTxYcJP5o_tHTY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の 状況並びに接種後の健康状況に係る調査等につ いて
（２）その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　3 月 18 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2kfncTO9iy6LOwBY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
（２）その他
・カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会（第３回）　　3 月 24 日
＜経済産業省　2022 年 3 月 17 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44131
カーボン・クレジット・レポート（案）
・第８回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会及び第１９回消費経済審議会製品安全部会　合同会議　　3 月 25 日
＜経済産業省　2022 年 3 月 18 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44174
1. 製品安全行政を巡る動向
2. 製品安全規制の見直し
3. 特定保守製品の見直し
・第２回蓄電池のサステナビリティに関する研究会　　3 月 25 日
＜経済産業省　2022 年 3 月 18 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44169
1. 蓄電池のサステナブルなサプライチェーンについて
・有明海・八代海等総合調査評価委員会（第 49 回）の開催について　　３月 24 日
＜環境省　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110669.html
（１）有明海・八代海等総合調査評価委員会の中間取りまとめ（案）について
（２）その他
・第９回自殺総合対策の推進に関する有識者会議（オンライン開催・ペーパーレス）を開催します　3 月 25 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J92rKXB6QpgOmIS1Y
報告書（案）について
・「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議（第 11 回）　　3 月 22 日
＜経済産業省　2022 年 3 月 18 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44148
1. 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖」、「千葉県銚子市沖」 における事業者選定の総括等（仮）

2. その他
・福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議（第３回）　　3 月 29 日
＜経済産業省　2022 年 3 月 18 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44071
1. 将来像の実現に向けた基本方針と取組（案）
2. 意見交換
・総合資源エネルギー調査会　第１回省エネルギー・新エネルギー分科会水素政策小員会　資源・燃料分科会アンモニア等脱炭素燃料政策小員会　合同会議　　3 月 29 日
＜経済産業省　2022 年 3 月 18 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44173
1. 水素・アンモニアを取り巻く現状と今後の検討の方向性等について

[開催記録、報告、資料等]
・「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」検討結果報告書を公表します
＜厚生労働省　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4Rtt77a8hF7IXkVzY
・第 3 回ワクチンの流通情報の基盤整備に向けた検討会（議事録）　　２月 25 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5R93e-kWoqKFMD93Y
（１）第２回検討会における主なご意見
（２）ワクチン流通状況ダッシュボード（仮称）イメージについて
（３）報告書（案）について
****

[13] *海外の化学物質管理情報*　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 578 号　2022 年 3 月 17 日　から＞

〇国際
・eChemPortal: Global Portal to Information on Chemical Substances
＜経済協力開発機構(OECD)　2022 年 3 月 11 日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/risk-assessment/echemportalglobalportaltoinformationonchemicalsubstances.htm
OECD は、2022/03/09 に eChemPortal の Version 3.9 をリリースしたことを発表した。これには 2021 年の OECD 調和テンプレート(OHT)の更新された要素との整合が含まれると説明している。
・経済協力開発機構、世界のプラスチック汚染拡大の対策推進を求める報告書を公表（発表日：2022/02/22）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 3 月 10 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46861&oversea=1
・国際エネルギー機関、2021 年のエネルギー部門のメタン排出量は各国政府の公式発表より 70%多いと発表(発表日：2022/02/23)
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　　2022 年 3 月 11 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46863&oversea=1

〇欧州
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/877
＜欧州委員会(EC)　2022 年 3 月 7 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/177272?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、Ｎ－（３－アミノプロピル）－Ｎ－ドデシルプロパン－１，３－ジアミン(CAS RN 2372-82-9)を、殺生物性製品規則(EU) No 528/2012 に基づく製品型 8(木材防腐剤)の殺生物性製品の活性物質として承認しないとする欧州委員会執行決定（案）を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2022/05/06 まで。WTO/TBT 通報文書　→
https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/EEC/22_1973_00_e.pdf

・Biocidal products - classification of a product containing capsicum oleoresin expeller pressed
＜欧州委員会(EC)　2022 年 3 月 8 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13356-Biocidal-products-classification-of-a-product-containing-capsicum-oleoresin-expeller-pressed_en
欧州委員会は、猫や犬の忌避剤として使用される Capsicum oleoresin expeller pressed を活性成分として含む製品が、殺生物性製品規則(BPR)の下での殺生物性製品であるかどうか決定する欧州委員会執行決定(案)を公開し、2022/04/05 までの意見募集を開始した。委員会執行決定案で、当該製品は、製品型 19(忌避剤および誘引剤)の殺生物性製品に見なされるとしている。欧州委員会執行決定(案)　→
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AAres%282022%291707156&qid=1646786967192
・Chemicals regulation - update of EU rules for test methods
＜欧州委員会(EC)　2022 年 3 月 10 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12100-Chemicals-regulation-update-of-EU-rules-for-test-methods_en
欧州委員会は、REACH 規則における化学物質の試験方法を規定する欧州規則(EC)No 440/2008 の附属書に、更新された試験方法を追加し、附属書を改正する欧州委員会規則(案)を公開し、2022/04/07 までの意見募集を開始した。公開された欧州委員会規則(案)　→
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AAres%282022%291770132&qid=1646953646385
・Review: Restriction of the use of hazardous substances in electronics
＜欧州委員会(EC)　2022 年 3 月 10 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13137-Review-Restriction-of-the-use-of-hazardous-substances-in-electronics_en
欧州委員会は、電気電子機器中の特定の有害物質の使用を制限する RoHS 指令を見直し、簡素化し、効率を高め、施行を改善するイニシアチブへの意見募集を開始した。意見募集は 2022/06/02 まで。
・Survey: Help us improve the SCIP database
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 3 月 7 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/survey-help-us-improve-the-scip-database
ECHA は、SCIP データベースを改善するためのアンケート調査を開始した。この調査は匿名で行われる。
アンケート調査　→ https://ec.europa.eu/eusurvey/runner/ECHASurveySCIP2022
・ECHA Weekly - 9 March 2022
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 3 月 9 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-100-1
ECHA は ECHA Weekly の 2022/03/09 版を掲載した。

〇米国

・EPA Releases Draft Revised Risk Determination for PV29 for Public Comment
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 3 月 7 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-releases-draft-revised-risk-determination-pv29-public-comment
EPA は、TSCA 第 6 条(b)に従い、C. I. ピグメントバイオレット２９(PV29)リスク判定の改訂(案)を意見募集のために公開した。意見募集は 2022/04/21 まで。
〇PV29 のリスク判定の改訂案および関連文書　→
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/final-risk-evaluation-ci-pigment-violet-29
〇EPA 官報公示　→
https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/07/2022-04672/colour-index-pigment-violet-29-pv29-draft

-revision-to-toxic-substances-control-act-tsca-risk

・EPA Releases Final Scope Document for Manufacturer-Requested Risk Evaluation of D4

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 3 月 7 日＞

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-releases-final-scope-document-manufacturer-requested-risk-evaluation-d4

EPA は、オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4)(CAS RN 556-67-2)の TSCA リスク評価のための最終スコープ文書を公表した。このスコープ文書は、EPA が実施するリスク評価で考慮する物質の使用条件、有害性、暴露、および潜在的に影響を受けやすい亜集団を説明するもの。

〇最終スコープ文書および関連文書　→

https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/supporting-documents-manufacturer-requested-risk

〇EPA 官報公示　→

https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/07/2022-04676/octamethylcyclotetra-siloxane-d4-final-scope-of-the-risk-evaluation-to-be-conducted-under-the-toxic

・How to Access the TSCA Inventory

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 3 月 7 日＞

https://www.epa.gov/tsca-inventory/how-access-tsca-inventory

EPA は、TSCA インベントリ(2022 年 2 月版)にアクセス可能となったことを発表した。現在、公開インベントリには 86,631 物質が収載され、その内の 42,039 物質がアクティブとなっている。

・Agency Information Collection Activities; Proposed Renewal and Request for Comment; Consolidation of Certain Reporting and Recordkeeping Under Section 8 of the Toxic Substances Control Act (TSCA).

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 3 月 8 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/08/2022-04851/agency-information-collection-activities-proposed-renewal-and-request-for-comment-consolidation-of

EPA は、いくつかの既存の承認されている情報収集要求(ICR)を統合した「TSCA 第 8 条に基づく報告および記録保持」と題する ICR (EPA ICR 番号 2703.01)を、審査と承認のため行政管理予算局(OMB)に提出予定であるが、提出前に当該 ICR に対する意見募集を官報公示した。意見募集は 2022/05/09 まで。

・Regulation of Persistent, Bioaccumulative, and Toxic Chemicals Under TSCA Section 6(h); Phenol, Isopropylated Phosphate (3:1); Further Compliance Date Extension

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 3 月 8 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/08/2022-04945/regulation-of-persistent-bioaccumulative-and-toxic-chemicals-under-tsca-section-6h-phenol

EPA は、難分解性・蓄積性・毒性(PBT)物質であるイソプロピル化フェノール＝ホスファート(3：1) (PIP(3：1))(CAS RN 68937-41-7)についての TSCA 第 6 条(h)に基づく規則を改正する最終規則を官報公示した。具体的には、PIP (3:1)を含む成形品、およびそれらの成形品の製造に使用される PIP (3:1)の加工と配布の禁止に関する規則への遵守日を 2024/10/31 まで延期するもので、この最終規則は 2022/03/08 に発効する。

・EPA Restores California’s Authority to Enforce Greenhouse Gas Emission Standards for Cars and Light Trucks

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 3 月 9 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-restores-californias-authority-enforce-greenhouse-gas-emission-standards-cars-and

EPA は、独自の温室効果ガス(GHG)排出基準とゼロエミッション車(ZEV)の販売義務を執行する米国カリフォルニア州の権限を復活させたことを発表した。これは大気浄化法(CAA)に基づく安全で手頃な価格の燃費のよい車規則 Part-1(SAFE-1)について、前政権下での誤った決定を取り消すもので、同時に、他の州がカリフォルニア州の GHG 排出基準を採用することを禁止する SAFE-1 の解釈も撤回している。

・EPA Proposes Regulations to Plan for Hazardous Substance Discharges in Adverse Weather Conditions

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 03 月 11 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-regulations-plan-hazardous-substance-discharges-adverse-weather
EPA は、特定の施設に、水質浄化法(CWA)有害物質の悪天候条件で予測可能な最大の放出（最悪の場合の放出）を計画する新しい規則を提案した。規則の対象となる施設は、最悪の場合の放出、またはそのような放出の脅威に対する対応計画を作成し、それらを EPA に提出する必要がある。
・アメリカ環境保護庁、発電所からの大気汚染物質排出は長期的には減少傾向も昨年比では増加と報告（発表日：2022/02/18）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 3 月 9 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46859&oversea=1

〇カナダ

・Supply chain transparency and consumer product labelling: notice to interested parties
＜カナダ　2022 年 3 月 4 日＞
https://www.canada.ca/en/services/environment/pollution-waste-management/managing-substances-environment/supply-chain-transparency-labelling-consultations/notice-to-interested-parties.html
カナダ政府は、サプライチェーンの透明性と消費者製品の表示に関する国内協議について利害関係者への通知を掲載した。この協議は、家具の難燃剤を含む消費者製品の有害物質の表示に関する意図の通知、それに続くサプライチェーン全体の消費者製品の化学物質に関する情報の入手可能性を向上させるための一連の政策行動に関するものと説明している。この協議への参加登録は 2022/03/25 まで。
・Performance measurement for toxic substances
＜カナダ　2022 年 03 月 11 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/performance-measurement-toxic-substances.html
カナダ政府は、カナダ環境保護法(CEPA 1999)に基づき有害物質と判定した物質に対して実施されるリスク管理措置のパフォーマンス評価作業の計画一覧表を公表した。
・Alcohols Group
＜カナダ　2022 年 3 月 12 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/alcohols-group.html
カナダ政府は、化学物質管理計画に基づき、アルコールグループのスクリーニング評価(案)、およびベンジルアルコール、メタノール、１－ブタノールのリスク管理適用範囲(案)を公開し、2022/05/11 まで 60 日間の
意見募集を開始した。カナダ官報　→
https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-03-12/html/notice-avis-eng.html#nb2
・Science approach documents
＜カナダ　2022 年 3 月 12 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/science-approach-documents.html
カナダ政府は、有機化学物質の生態学的リスク分類のための科学アプローチ文書バージョン 2.0(ERC2)を公開し、2022/05/11 まで 60 日間の意見募集を開始した。
Science approach document - ecological risk classification of organic substances version 2.0 (ERC2)　→
https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/evaluating-existing-substances/science-approach-document-ecological-risk-classification-organic-substances-erc2.html
・About the Revised In Commerce List (R-ICL)
＜カナダ　2022 年 3 月 12 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/environmental-contaminants

/drugs-personal-care-products/environmental-impact-initiative/commerce-list-food-drugs-act-substances/revised-commerce-list-food-drugs-act-substances-health-canada-1.html
カナダ政府は、バイオポリマー、植物抽出物、鉱物抽出物、タンパク質、脂肪、動物抽出物、ワックス、および炭水化物を含む、改訂された商取引リストにおける約 700 の特定の物質に関し、その量と用途情報を報告要請するカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 71 条に基づく通知を公開した。報告期限は 2022/09/14 まで。カナダ官報　→
https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-03-12/html/notice-avis-eng.html#na2

○オーストラリア

・New rules for mercury imports and exports from 7 March 2022
＜オーストラリア　2022 年 3 月 7 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/new-rules-mercury-imports-and-exports-7-march-2022
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、2022/03/07 より、水銀(0)元素(CAS RN 7439-97-6)および合金を含む水銀濃度 95%以上の混合物を、工業用に輸入または輸出しようとする者は AICIS に申請書を提出し、承認を受けることが必要となる水銀に関する新規則の施行を案内している。この規則は水銀に関する水俣条約のオーストラリアの批准を実行するもの。
・No longer need your AICIS registration?
＜オーストラリア　2022 年 3 月 9 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/no-longer-need-your-aicis-registration
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品（または工業化学品を放出する成形品）の製造や輸入を止めた企業が、AICIS に登録更新不要となる手順についてのガイダンス(Web ページ)を提供している。
AICIS 登録の非更新ガイダンス　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/business/non-renewal-your-aicis-registration
・Download full list of chemicals on the Inventory
＜オーストラリア　2022 年 3 月 10 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/download-full-list-chemicals-inventory
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、インベントリに掲載されている化学物質の全リストをエクセル形式で提供を開始した。
****

[14] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 55 例目）
＜環境省　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110798.html

・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220317_4.html
・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220317.html
---

◇*その他*

・私学ガバナンス、三つ目の会議でようやく着地へ　改革案、大筋了承
＜朝日新聞　2022 年 3 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3K6JTDQ3KUTIL031.html
相次ぐ私立大の不祥事を受け、学校法人のガバナンス（統治）強化策を検討している文部科学省の有識者会議は 17 日、同省に提出する報告書の案を大筋で了承した。理事会に対する評議員会の監督権限を一定程度強化することを柱とし、私立学校法に贈収賄罪や特別背任罪を新設することも盛り込んだ。文科省は報告書に沿った形で同

法改正案をまとめ、今国会に提出することをめざしている。
　報告書案では、理事長らが逮捕された日本大学の事件などを念頭に、理事長への権限集中や、現行制度で理事長の諮問機関と位置づけられている評議員会のチェック機能形骸化を防ぐ仕組みづくりを提言した。
具体策めぐり賛否
　具体的には、理事の解任につ…
****
[付録]
◇電動キックボードでの公道走行に注意－公道走行するためには運転免許や保安基準に適合した構造及び保安装置が必要ですー
＜国民生活センター　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220317_1.html
　キックボード（車輪付きの板）に電動式のモーター（原動機）を取り付けて、立った状態で運転する、いわゆる「電動キックボード」や「電動キックスケーター」（以下、「電動キックボード」とする。）が販売されています。電動キックボードの中には公道を走行できるものもあり、新たなモビリティとして注目されています。通常のキックボードは遊具と位置付けられ、車道・歩道問わず交通の頻繁な場所での使用が禁止されている一方、電動キックボードは電動式の原動機（モーター）により走行し、原動機の定格出力によって区分され、0.6kW 以下であれば、道路運送車両法上は第一種原動機付自転車に該当し、歩道で走行することは禁止されています。公道を走行する際は、道路運送車両の保安基準に適合した制動装置、前照灯、後写鏡等の構造及び装置を備えていることが必要です。さらに、ナンバープレート（標識番号標）の表示、自動車損害賠償責任保険（共済）への加入、運転免許の保有とヘルメットの着用も必要です。こうした中、道路運送車両の保安基準に適合しないもので走行中の交通事故や道路交通法違反についての報道が増えており、消費者の中には法的な位置付けや乗車方法などを正しく理解していない人がいるものと危惧されます。

◇国民生活センターADR の実施状況と結果概要について（令和 3 年度第 4 回）
＜国民生活センター　2022 年 3 月 17 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220317_2.html
　　ADR：Alternative Dispute Resolution、裁判に代替する紛争解決手段
　　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律では、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」
実施状況（平成 21 年 4 月～令和 4 年 1 月末日）
平成 21 年度累計申請件数　106 件
平成 22 年度累計申請件数　137 件
平成 23 年度累計申請件数　150 件
平成 24 年度累計申請件数　151 件
平成 25 年度累計申請件数　151 件
平成 26 年度累計申請件数　167 件
平成 27 年度累計申請件数　155 件
平成 28 年度累計申請件数　167 件
平成 29 年度累計申請件数　172 件
平成 30 年度累計申請件数　177 件
令和元年度累計申請件数　204 件
令和 2 年度累計申請件数　166 件
令和 3 年度累計申請件数　117 件
結果の概要
　紛争解決委員会（第 54 回会合、2 月 21 日開催）での審議を踏まえ、結果の概要を公表。
1.　投資ソフトの利用にかかる会員契約の解約に関する紛争（2）
2.　出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争（22）

3. 復縁プログラムの解約に関する紛争
4. 未成年者のオンラインゲームの高額請求に関する紛争（12）
5. コンサルタント契約の解約に関する紛争（19）
6. 整体施術の中途解約に関する紛争
7. 中古自動車の購入に関する紛争（14）
8. 脱毛エステの返金に関する紛争（15）
9. 出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争（21）
10. 海外インターンシップの解約に関する紛争（3）（4）
11. 太陽光発電システムに関する紛争（7）
12. 水道管の保全装置の解約に関する紛争
13. 脱毛エステの返金に関する紛争（16）
14. FX トレードシステムに関する紛争（9）
15. スポーツジムの中途解約に関する紛争（2）
16. クレジットカードの不正利用に関する紛争（52）
17. 出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争（24）～（26）
18. コンサルタント契約の解約に関する紛争（20）
19. ペット保険の支払いに関する紛争
20. Wi-Fi ルーターの解約に関する紛争（2）
21. 作家養成講座の解約に関する紛争

********** 以上 **********